

東京都北区もったいないゼロ応援店登録制度実施要綱

8北環循第1342号

令和8年6月2日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む事業者を東京都北区もったいないゼロ応援店（以下「応援店」という。）として登録し、その取組を広く周知することで、消費者及び事業者の食品ロス削減に向けた意識の啓発を図るとともに、事業者における食品ロス削減の取組を促進し、もって一般廃棄物の減量に資することを目的とする。

(登録対象者)

第2条 応援店の登録の対象となる者は、区内において飲食店、食事を提供する宿泊施設又は食料品小売店を営む事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかを実施していること。

- ア データ等を活用した仕入れ及び在庫管理の適正化
- イ 販売方法の工夫
- ウ 食材を無駄なく使い切るための工夫
- エ 消費者の要望に沿った量での提供
- オ 食べ残した料理の持ち帰り対応
- カ 食品リサイクルの実施
- キ 客層にあわせた食品ロス削減に寄与するサービスの提供
- ク 食品ロス削減に向けた消費者向けの意識啓発
- ケ 食品ロス削減に向けた従業員向けの意識啓発
- コ アからケまでに掲げるもの以外の食品ロス削減のための取組

(2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

(4) 法令違反その他登録するにふさわしくない事実が存しないこと。

(登録申請等)

第3条 応援店の登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、東京都北区もったいないゼロ応援店登録申請書（第1号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による登録の申請があった場合であつて、その内容を審査し、前条の要件を満たすと認めたときは、応援店として登録するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により応援店の登録（以下「登録」という。）をしたときは、東京都北区もつたいないゼロ応援店登録承認通知書（第2号様式）により、その結果を申請者に通知するとともに、応援店ステッカーを配布する。
- 4 区長は、第2項の規定による審査の結果、登録を承認しないときは、東京都北区もつたいないゼロ応援店登録不承認通知書（第3号様式）により、その結果を申請者に通知する。

（応援店の責務）

第4条 応援店は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- （1）第2条第1号に掲げる取組（以下単に「取組」という。）を積極的に実践し、食品ロスを削減すること。
- （2）前条第3項の規定により配布された応援店ステッカーを来店者の見やすい位置に掲示し、応援店であることを積極的に周知すること。
- （3）北区が実施する食品ロス削減の啓発事業、アンケート調査等に積極的に協力すること。

（応援店への支援）

第5条 区長は、応援店の取組について、北区ホームページ等により区民等に広く情報を提供し、その取組が円滑に実施されるよう支援するとともに、応援店に対し必要な助言を行うものとする。

（登録内容の変更）

第6条 応援店は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに東京都北区もつたいないゼロ応援店登録内容変更届出書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

（登録の中止）

第7条 応援店は、第2条の要件を満たさなくなった場合又は店舗の廃止等を行うことにより取組を中止する場合は、東京都北区もつたいないゼロ応援店登録中止届（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、当該応援店は、速やかに応援店ステッカーの掲示を中止しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 区長は、応援店が第2条の要件を満たしていないことを確認した場合、第4条の規定に違反したと認めた場合又は信用を著しく失墜する行為を行ったと認めた場合は、当

該応援店の登録を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、東京都北区もったいないゼロ応援店登録取消通知書（第6号様式）により応援店に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された者は、速やかに応援店ステッカーの掲示を中止しなければならない。

（事業の委託）

第9条 区長は、登録に係る業務の全部又は一部を、相当と認めた者に委託することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援店登録制度の実施に必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年6月2日から施行する。